

証券業界におけるデジタル化・ペーパーレス化の状況
(会員証券会社へのアンケート結果等)

2022年1月31日
日本証券業協会

証券業界では、従来より、顧客の利便性向上、業務の効率化、地球環境の保全などSDGsの達成に向け、ペーパーレス化・デジタル化へ取組み

- | | |
|----------|--|
| 2020. 7 | <ul style="list-style-type: none">・本協会「当面の主要課題」・「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するWG」(書面等WG)設置 |
| 2020. 9 | <ul style="list-style-type: none">・書面等WG第1次取りまとめ・本協会証券戦略会議決議・令和3年度税制改正要望 |
| 2020. 11 | <ul style="list-style-type: none">・本協会宛て提出書類の見直し |
| 2020. 12 | <ul style="list-style-type: none">・書面等WG第2次取りまとめ |
| 2021. 7 | <ul style="list-style-type: none">・本協会「当面の主要課題」 |
| 2021. 9 | <ul style="list-style-type: none">・証券業界におけるデジタル化・ペーパーレス化に関するアンケート |

経緯

- 政府においては、新型コロナウイルス感染症や規制のデジタル化への対応として、行政手続における書面、押印及び対面手続の見直しを推進
- 本協会においても、昨年7月に「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するワーキング・グループ」を設置し、証券業界における書面、押印及び対面を要する業務を洗い出し、これらの削減や電子化・簡略化に取り組んできた(2021年7月に取りまとめ報告)

目的

- 会員証券会社における書面、押印及び対面手続の状況等についてのフォローアップ
- 昨年以降の取組みを踏まえた会員証券会社の状況を把握

回答会社数

- 169社
注：なお、個別の設問では、一部にのみ回答した会社もあったことから、次ページ以降の回答数の合計とは一致しない。

- 本アンケート結果を踏まえ、「証券業界における書面・押印・対面手続の見直しに関するWG」において、現状の課題と問題意識を共有し、対応に係る優先順位付け及び解決策等について議論を行うこととしたい。

1. これまでの取組みについて



(1) 電子化された手続き※の活用状況
(設問: 貴社における各種手続きにおいて、電子化された手続きをどの程度利用していますか。)

回答	社数
①電子化された手続きを全て利用している	62社
②電子化された手続きを多く利用している(一部は書面等手続きのまま)	67社
③電子化された手続きの利用は限定的である(多くの手続きは書面等手続きのまま)	34社
④電子化された手続きは利用していない	3社
⑤該当する手続きが発生していない	1社
⑥不明・分からない	0社
⑦その他(部署によって異なる)	1社

- 回答があった会員証券会社の76.8%(①+②)は電子化された手続きの多くを利用
- 各社におけるシステム対応の進捗により電子化対応にばらつきがある
- 使い勝手・コスト・セキュリティ面から電子化システムを使わない(使えない)会社もある

※ 「電子化された手続き」とは、日本証券業協会書面等WGにおける取組みを通じて電子化された手続き、及び令和3年度税制改正により電子化等が措置された手続き等を指す。主な事項(本アンケート実施時点)は次頁参照。

【参考】 書面等WGにおける取組みを通じて電子化された主な手続



金融庁

- ・事業報告書、連結事業報告書
- ・役員・主要株主の売買報告書の内閣総理大臣(関東財務局)への提出
- ・業務及び財産の状況に関する説明書
- ・各種届出
総資産の額が政令で定める金額を超えることとなった場合の届出(1項)
前項の規定による届出をした金融商品取引業者に親会社がある場合の届出(2項)
届出日以後親会社があることとなったときの届出(3項)
特別金融商品取引業者に係る届出に記載した事項について変更があつたときの届出(4項)
親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する報告書、および資金調達に関する支援の状況等に関する報告書(5項)
親会社がないこととなったとき、および総資産の額が総資産基準額以下となつた日から起算して総資産基準額を超えることなく二年を経過したときの届出(6項)
- ・(市場リスク関連申請書・届出)
第1種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の内部管理モデル方式の承認、変更があつた場合の届出、
超過回数が4回以上となつたときの届出
- ・超過回数が5回以上となつた場合の届出(法令違反等関係)
事故発生届出書、会社事故発生届出書、会社事故発生兼終結届出書
事故終結届出書、会社事故終結届出書
- ・(顧客訴訟/当事者が自己、所属仲介業者の場合)
訴訟、調停事件提起・被提起等届出書、訴訟、調停事件終結届出書
- ・劣後特約付借入金の届出書等
- ・関係会社に関する報告書(年度末)
- ・システム障害発生等報告書
- ・高速取引行為の変更登録・業務の内容及び方法の変更届出書
- ・保険仲立人に関する変更届
- ・(公開買付代理人業務における公開買付届出書の添付書類)
①公開買付代理人契約書
②公開買付者の銀行等への預金の残高その他の公開買付けに要する資金(有価証券等をもって買付け等の対価とする場合には、当該有価証券等)の存在を示すに足る書面
③株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの
- ・金融商品取引業等を廃止したときの届出
- ・合併により消滅したときの届出
- ・破産手続開始の決定により解散したときの届出
- ・合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したときの届出
- ・分割により事業の全部又は一部を承継させたときの届出
- ・事業の全部又は一部を譲渡したときの届出

日本銀行

- ・業務及び財産の状況に関する説明書
- ・不正事件・事故報告

日本証券クリアリング機構

- ・有価証券受渡印に関する届出書

日本投資者保護基金

- ・商号又は名称の変更報告書【様式1】
- ・資本金の額の変更報告書【様式2-1】
- ・持込資本金の額の変更報告書【様式2-2】
- ・大株主の変更に関する報告書【様式2-1と2-2の添付書類】
- ・本店の(位置・住居表示)の変更報告書【様式3-1】
- ・(本店・国内における主たる営業所又は事務所)の(位置・住居表示)の変更報告書【様式3-2】
- ・会員代表者変更届出書【様式4-1】
- ・誓約書【様式4-1の添付書類】
- ・会員代表者代理人変更届出書【様式4-2】
- ・(会員代表者・会員代表者代理人)役名変更届出書【様式5】
- ・合併届出書(合併により消滅する場合以外)【様式6-2】
- ・事業の(全部・一部)の譲受けに関する届出書【様式8】
- ・分割による他社への事業の(全部・一部)の承継に関する届出書【様式9】
- ・分割による他社からの事業の(全部・一部)の承継に関する届出書【様式7】
- ・事業の(全部・一部)の譲渡に関する届出書【様式10】
- ・有価証券関連業を行わない旨の変更登録に係る通知について
※特定有価証券等管理行為の開始・廃止のみ
- ・純財産額が政令で定める金額に満たなくなった旨の通知について
- ・純財産額が資本金の額に満たなくなった旨の通知について
- ・業務の(休止・再開)に係る通知について
- ・破産手続開始等の申立てが行われた事実確認に係る通知について
- ・破産手続開始等の申立てに係る通知について
- ・金融商品取引業の登録の取り消しに係る通知について
- ・金融商品取引業の廃止に係る通知について

※ その他、税制関連手続きのオンライン化等も措置済み

1. これまでの取組みについて



(2) 取組み全体に対する評価
(設問: これまでの電子化に向けた本協会の取組みに対する貴社の評価をお聞かせください。)

回答	社数
①書面等手続きの電子化が大いに進んだ	77社
②書面等手続きにつき電子化がある程度進んだ	71社
③書面等手続きにつき電子化があまり進んでいない	11社
④書面等手続きにつき電子化が全く進んでいない(変わらない)	2社
⑤その他(該当業務なし、新規加入など)	7社

- 在宅勤務、事務手続き改善、顧客利便性などの観点から評価する意見が多い(88.1%(①+②))
- 他方で、電子化未対応の書類が残っている、電子化の方式などに課題があり、引き続きの対応も求められている
- 書面でも不便ではないことや、人的、コスト的な観点から書面手続きを進めない意見もある

1. これまでの取組みについて



(3) 業務効率化・合理化の進展
(設問: 上記(2)のご回答を踏まえ、貴社における業務効率化・合理化に対する影響をお聞かせください。)

質問	社数
①業務効率化・合理化が大いに進んだ	45社
②業務効率化・合理化がある程度進んだ	80社
③業務効率化・合理化が進んでいない(変わらない)	38社
④業務効率化・合理化が後退した	1社
⑤その他(該当業務なし、新規加入など)	4社

- 業務効率化・合理化が大いに進んだとする声は一定数寄せられた(26.8%(①))
- 他方で多くの社では、業務効率化・合理化に向けて段階的に対応している状況である
- 電子化への移行に伴う対応・問い合わせにより時間・労力を要している社も一定数ある

2. 本協会等への届出・報告等の各種手続き



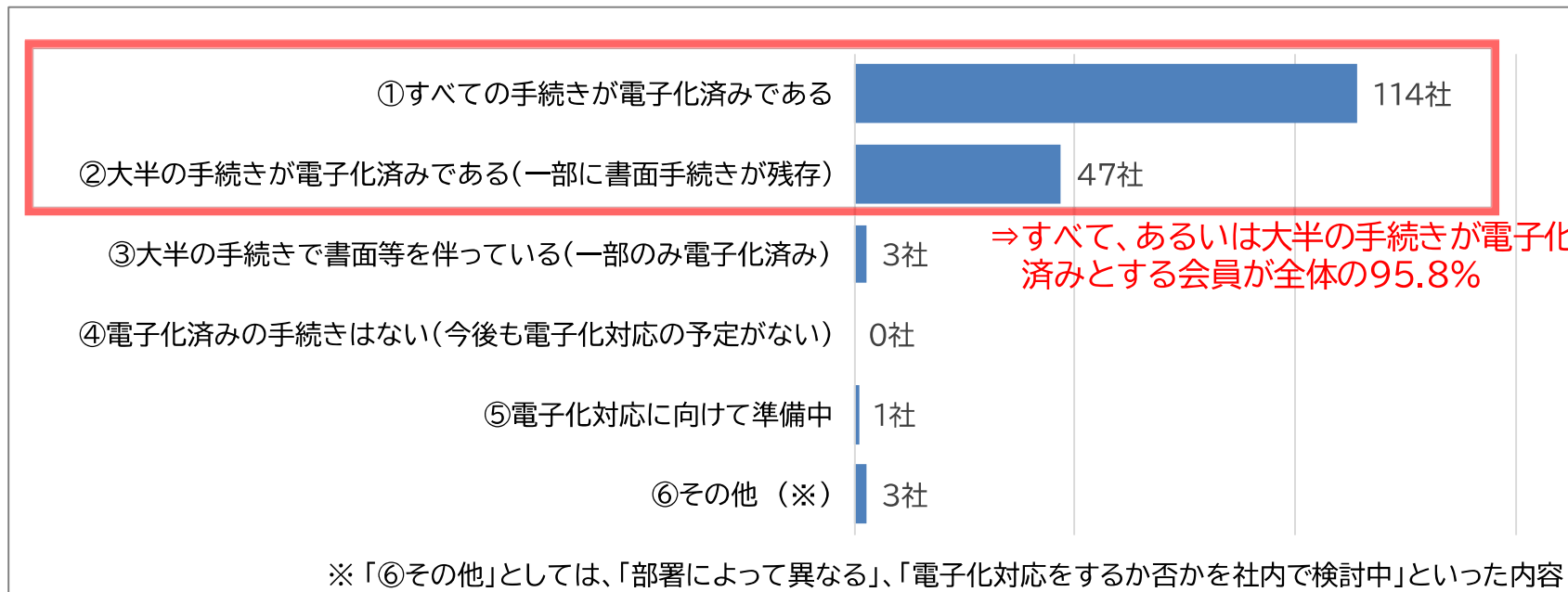
本協会への届出・報告等について、各社における電子化の状況

(日本証券業協会における取組み)

- ✓ 従前より、協会WANやメールによる各種届出・報告等手続き受付を導入
- ✓ 書面等を伴う手続きを洗い出し、追加の電子化措置(2020年11月)



本協会への届出・報告等について、各社における電子化の状況(アンケート結果)



2. 本協会等への届出・報告等の各種手続き



複数の当局・団体等に重複する手続き

複数の当局・団体等に重複する手続き

複数の当局・団体等に対して重複して同じ手続きを行っているもので、改善を要望するものとして以下が挙げられた。

事業報告書(*)	金融庁、日本証券業協会、日本銀行、取引所、日本証券クリアリング機構、第二種金融商品取引業協会、金融先物取引業協会、日本証券金融
モニタリング調査表(*)	金融庁、日本証券業協会、日本銀行、取引所、日本証券クリアリング機構、金融先物取引業協会、日本証券金融
業務及び財産の状況に関する説明書	金融庁、日本証券業協会、取引所、日本銀行
業務の方法等の変更報告書	金融庁、日本証券業協会、日本銀行、取引所、日本証券クリアリング機構、(二種業協会:業務方法書本文に変更があった場合のみ)
決算状況表、決算概況表	金融庁、日本銀行、取引所、日本証券クリアリング機構、金融先物取引業協会
事故報告書／事故届出書	金融庁、日本証券業協会、取引所
訴訟・調停等に関する報告	金融庁、日本証券業協会、取引所、金融先物取引業協会
障害発生報告	金融庁、日本証券業協会、日本銀行、取引所、金融先物取引業協会

* 「事業報告書」及び「モニタリング調査表」については、2022年4月より報告先の一元化を予定。

3. 顧客との間における各種手続きにおける電子化の状況



【個人顧客】(1)顧客から証券会社への手続きにおいて書面等手続きが必要なもの

個人	①口座開設時	②顧客情報変更時	③取引時	④口座閉鎖時	⑤その他
書面あり	98社	100社	72社	85社	58社
未電子化	63社	59社	85社	73社	90社
書面なし					
電子化済					
(主なもの)	①口座開設 (全般)	②顧客情報変更	③確認書 (取引時)	④口座閉鎖届/解約届	⑤相続/贈与
	81	82	34	44	10
	①税関係手続	②全て	③買付申込/売却申	④税関係手続	⑤移管
	7	3	18	27	9
	①口座開設 (一部)	②税関係手続	③移管/振替	④全て	⑤株主関係事務
6	3	4	7	3	
①本人確認	②本人確認	③税関係手続	④顧客情報変更	⑤残高証明書等発行依頼	
5	3	4	1	3	
①確認書	②出金先金融機関変更	③全て	④その他	⑤投資目的・限度額等の変更	
3	2	3	0	3	

*それぞれ回答の多かった5件を例示。なお、複数回答可能であるため、各手続の合計が会社数と一致しない

*未電子化手続きがある理由として挙げられたもの

理由	①口座開設	②情報変更	③取引	④閉鎖	⑤その他	合計 (個人)
対面での営業スタイル	11	11	7	10	5	44
印鑑	7	13	10	4	3	37
コスト	11	9	6	7	4	37
検討中/対応予定	8	6	4	6	2	26
一部のみ電子化対応	6	6	3	0	0	15

*回答の多かった5件を例示(電子化・システム化自体を未対応とした回答を除く)。書類・手続きベースであるため、合計が会社数と一致しない

- 対顧客手続きには電子化・システム化していない会社が多く、対面での営業スタイルやコストの関係で書面での手続きを継続している状況もある。他方で、検討中・対応中の段階にあるものも一定数ある状況である。
- 2020年に実施したアンケートにおいて、書面レス手続きが可能・一部可能と回答した会社数は、①口座開設時:48社、②変更届出時:34社(全商品平均)、③取引時:53社(全商品平均)であり、各手続における書面レス化がある程度進展していると思われる。

※2020年アンケートでは社内手続きを含み、商品別の回答となっていたことから、2021年とは内容が異なる。

3. 顧客との間における各種手続きにおける電子化の状況



【法人顧客】(1)顧客から証券会社への手続きにおいて書面等手続きが必要なもの

法人	①口座開設時	②顧客情報変更時	③取引時	④口座閉鎖時	⑤その他																																																
書面あり	129社	128社	80社	73社	61社																																																
電子化済	31社	32社	77社	84社	83社																																																
未電子化 (主なもの)	<table border="1"> <tr><td>①口座開設 (全般)</td><td>105</td></tr> <tr><td>①本人確認</td><td>11</td></tr> <tr><td>①税関係手続</td><td>5</td></tr> <tr><td>①印鑑登録</td><td>3</td></tr> <tr><td>①確認書</td><td>3</td></tr> </table>	①口座開設 (全般)	105	①本人確認	11	①税関係手続	5	①印鑑登録	3	①確認書	3	<table border="1"> <tr><td>②顧客情報変更</td><td>99</td></tr> <tr><td>②出金先金融機関変更</td><td>4</td></tr> <tr><td>②全て</td><td>4</td></tr> <tr><td>②印鑑登録</td><td>2</td></tr> <tr><td>②税関係手続</td><td>2</td></tr> </table>	②顧客情報変更	99	②出金先金融機関変更	4	②全て	4	②印鑑登録	2	②税関係手続	2	<table border="1"> <tr><td>③確認書 (取引時)</td><td>33</td></tr> <tr><td>③買付申込/売却申込</td><td>19</td></tr> <tr><td>③個別契約関係</td><td>4</td></tr> <tr><td>③移管/振替</td><td>3</td></tr> <tr><td>③全て</td><td>3</td></tr> </table>	③確認書 (取引時)	33	③買付申込/売却申込	19	③個別契約関係	4	③移管/振替	3	③全て	3	<table border="1"> <tr><td>④口座閉鎖届/解約届</td><td>43</td></tr> <tr><td>④全て</td><td>3</td></tr> <tr><td>④税関係手続</td><td>2</td></tr> <tr><td>④その他</td><td>1</td></tr> </table>	④口座閉鎖届/解約届	43	④全て	3	④税関係手続	2	④その他	1	<table border="1"> <tr><td>⑤移管/振替</td><td>6</td></tr> <tr><td>⑤残高証明書等発行依頼</td><td>4</td></tr> <tr><td>⑤全て</td><td>4</td></tr> <tr><td>⑤税関係手続</td><td>3</td></tr> <tr><td>⑤株主関係事務</td><td>3</td></tr> </table>	⑤移管/振替	6	⑤残高証明書等発行依頼	4	⑤全て	4	⑤税関係手続	3	⑤株主関係事務	3
①口座開設 (全般)	105																																																				
①本人確認	11																																																				
①税関係手続	5																																																				
①印鑑登録	3																																																				
①確認書	3																																																				
②顧客情報変更	99																																																				
②出金先金融機関変更	4																																																				
②全て	4																																																				
②印鑑登録	2																																																				
②税関係手続	2																																																				
③確認書 (取引時)	33																																																				
③買付申込/売却申込	19																																																				
③個別契約関係	4																																																				
③移管/振替	3																																																				
③全て	3																																																				
④口座閉鎖届/解約届	43																																																				
④全て	3																																																				
④税関係手続	2																																																				
④その他	1																																																				
⑤移管/振替	6																																																				
⑤残高証明書等発行依頼	4																																																				
⑤全て	4																																																				
⑤税関係手続	3																																																				
⑤株主関係事務	3																																																				

*それぞれ回答の多かった5件を例示。なお、複数回答可能であるため、各手続の合計が会社数と一致しない

*未電子化手続きがある理由として挙げられたもの

理由	①口座開設	②情報変更	③取引	④閉鎖	⑤その他	合計 (法人)
印鑑	31	27	11	9	5	82
対面での営業スタイル	12	12	9	7	3	43
コスト	11	8	6	3	1	30
法人システム未対応	8	10	1	3	2	24
本人確認	14	6	1	0	3	23

*回答の多かった5件を例示(電子化・システム化自体を未対応とした回答を除く)。書類・手続きベースであるため、合計が会社数と一致しない

- 法人の場合、印鑑の登録や、取引担当者の本人確認(取引権限の確認)のために電子化できていないケースが多く、個人顧客向けシステムを導入済みの会社であっても法人向けシステムは導入していない場合も多い。
- 2020年に実施したアンケートにおいて、書面レス手続きが可能・一部可能と回答した会社数は、①口座開設時:26社、②変更届出時:28社(全商品平均)、③取引時:55社(全商品平均)であり、書面レス化が若干進展していると思われる。

※2020年アンケートでは社内手続きを含み、商品別の回答となっていたことから、2021年とは内容が異なる。

3. 顧客との間における各種手続きにおける電子化の状況



【その他】(1)顧客から証券会社への手続きにおいて書面等手続きが必要なもの

顧客から証券会社への手続きに関連して、その他の意見として、以下のようなコメントが寄せられた。

<現状で書面手続きが必要なもの>

- ✓ 「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」の紙媒体による送付(NISA関係)
(理由)税法の定めによるもの
- ✓ 「非課税申告書」、「源泉徴収不適用申告書」等
(理由)税法では電子化が実現可能となっているが、業者間では郵送が通例となっており電子的な連絡手段への移行が現状未実現

<今後を見越した要望>

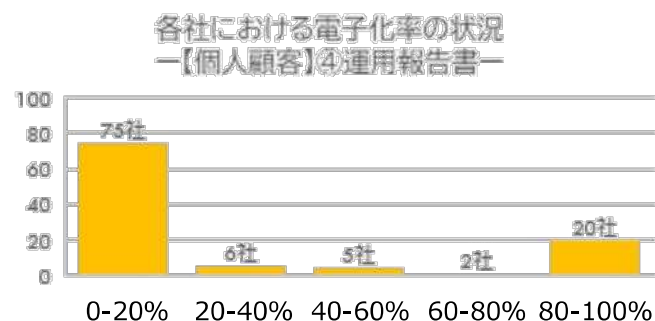
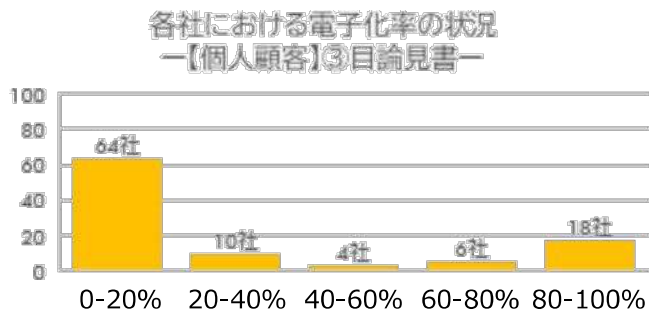
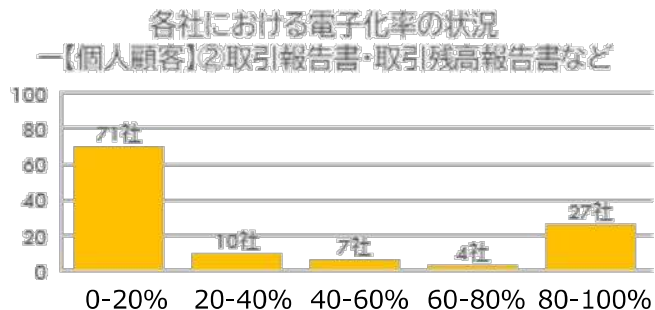
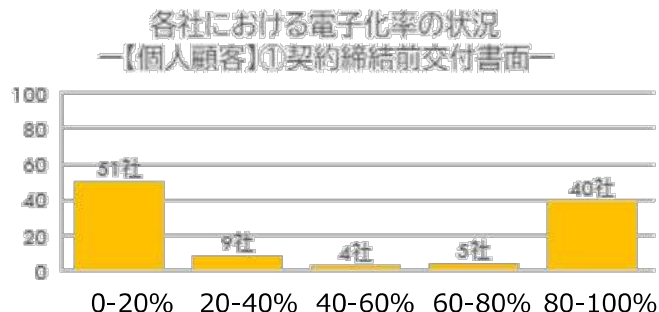
- ✓ マイナポータル対象手続きの拡大
(理由)マイナポータルの手続きは、マイナポータルへのログイン時に個人顧客の認証が完了しているため、デジタル手続きの完結に最良の方法となります。金融機関の各種手続きをマイナポータル上で手続き可能とすることにより、デジタル化が大幅に進む。
- ✓ 法人版マイナポータルの創設
(理由)法人版マイナポータルの手続きは、法人版マイナポータルへのログイン時に法人顧客の認証が完了しているため、デジタル手続きの完結に最良の方法となります。金融機関の各種手続きを法人版マイナポータル上で手続き可能とすることにより、デジタル化が大幅に進む。
- ✓ 今後は、電子化対象を拡大するより、お客様からの受付方法を一層簡便化する方向へ要望してはどうか。
具体的な提案としては、「書面」「電磁的記録」に加えて「録音電話の記録」をもって「特定口座の廃止(死亡含む)」「NISA口座の廃止」ができると良い。
死亡あるいはご高齢を理由に口座閉鎖を希望するお客様について、わざわざご来店いただいたり、郵送で書面授受することなく特定口座やNISAを閉鎖できるとお客様のご負担を減らすことができる。タイムリーに特定口座の損益計算・NISAの非課税計算を閉鎖することができ、税計算の適正性を維持する業者負荷軽減にも寄与する。

3. 顧客との間における各種手続きにおける電子化の状況



【個人顧客】(2)証券会社から顧客への手続き(交付)において書面が必要なもの

証券会社から顧客へ交付する書面のうち、原則として書面交付が必要（顧客同意等の一定の要件を満たす場合には電子交付が可能）な次の①～④について、それぞれの書類における電子交付対応済みの顧客の割合（口座数ベース）を調査した（回答は概算を可能とした）。



- 契約締結前交付書面のWeb化※により一定の効果(①)
- 電子化に対応できていない(電子交付同意済み顧客が0～20%)の会員が多い傾向
- 一方で、100%の対応ができていない会員も一定数ある。

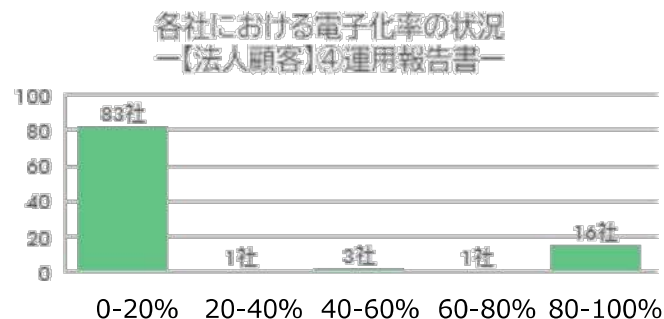
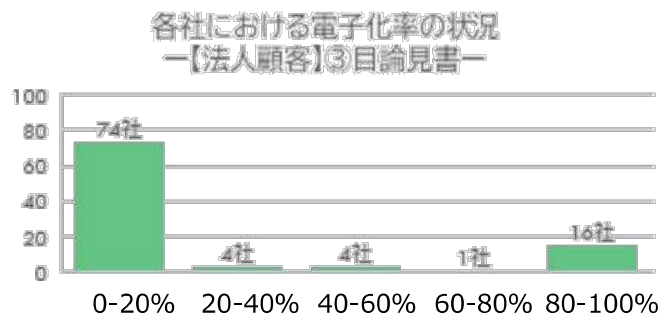
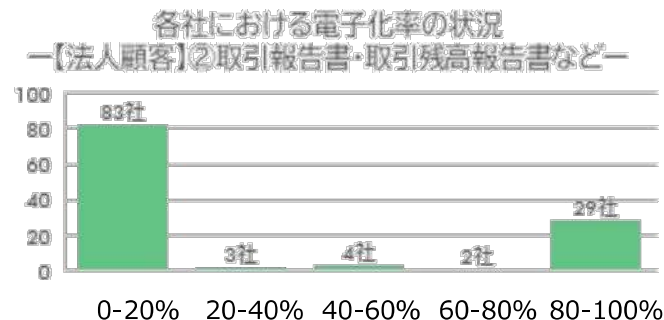
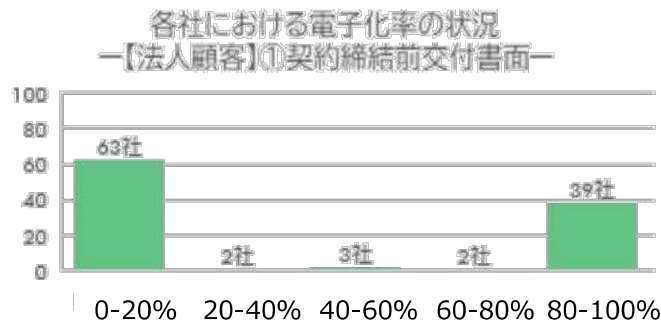
※金融商品取引業者等に関する内閣府令改正により、上場株式や複雑でない債券に限り、契約締結前交付書面を顧客に交付済の場合、顧客の承諾又は同意なく、Web(HP等)に取引のリスクや手数料等を掲載すれば、書面の交付は不要と措置された(2020年4月～)

3. 顧客との間における各種手続きにおける電子化の状況



【法人顧客】(2)証券会社から顧客への手続き(交付)において書面が必要なもの

証券会社から顧客へ交付する書面のうち、原則として書面交付が必要（顧客同意等の一定の要件を満たす場合には電子交付が可能）な次の①～④について、それぞれの書類における電子交付対応済みの顧客の割合（口座数ベース）を調査した（回答は概算を可能とした）。



- 契約締結前交付書面のWeb化※により一定の効果(①)
- 法人顧客についても、個人顧客と同様、電子化の進捗は2極化の傾向
- 個人顧客に比べ、電子化同意が低い(0~20%)とする会社が多い

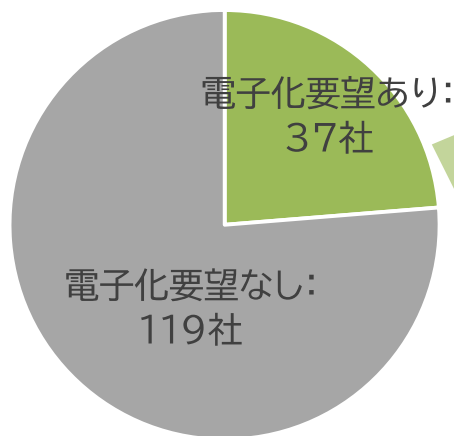
※金融商品取引業者等に関する内閣府令改正により、上場株式や複雑でない債券に限り、契約締結前交付書面を顧客に交付済の場合、顧客の承諾又は同意なく、Web(HP等)に取引のリスクや手数料等を掲載すれば、書面の交付は不要と措置された(2020年4月～)

4. 業者間(証券会社間)、証券会社内(社内手続き)



(1) 業者間(証券会社間)手続きにおける電子化

他の証券会社や運用業者等との間の処理において、電子化が未実現で、電子化を要望するものについては以下のとおりであった。



【移管・振替手続き】－17件
他社口座移管(債券・投信・外国証券)
移管依頼書
証券振替依頼書
株式移管にかかる事務処理(特定口座開設状況/加入者情報の照会)など

【投資信託事務】－7件
投信、委託会社への口数変更連絡
投信代行手数料明細
投信外国人保有比率調査など

【株式関係事務】－3件
日本株式のADR組入れの伴う申込書など

【債券・ローン関係事務】
応募者別募集状況調/消化先内訳報告の調印(社判)、原本送付
引受契約証書、引受団契約証書に係る委任状の調印(代表者印)、原本送付

販売額承認書の調印(代表者印)、原本送付
申込証の送付
契約書の調印(代表者印)、原本送付

【残高報告、残高証明】－2社

【その他】
取引担当者通知等
債券取引の細則
契約書締結
ISDA CSA
手数料請求書
振替済証券・支払済資金の組戻依頼書
引受業務に関する書面提出
口座開設申込(書面手続き)
デューデリジェンス、契約(新規、更新)
元利金支払手数料明細書
顧客情報申告書
口座開設依頼書

など

4. 業者間(証券会社間)、証券会社内(社内手続き)



(2)証券会社内(社内手続き)における電子化

社内手続きにおいて、電子化が未実現のもの(例えば、顧客との間では電子化が実現しているものの、その後の社内手続きにおいて書面での手続きが発生している場合などを含む)の状況は以下のとおりであった。

	①口座開設時	②顧客情報変更時	③取引時	④口座閉鎖時	⑤その他
書面あり/ 未電子化	74社	78社	49社	62社	34社
書面なし/ 電子化済	81社	75社	101社	89社	108社

- 社内手続きの電子化の傾向としては、顧客から証券会社に対する手続きと同様の傾向
- 他方、顧客からの手続きの場合よりも未電子化手続きが「ある」との回答が少なく、顧客から書面で受け入れた場合であっても、社内手続きにおいては電子化して効率化を図っていると考えられる

参考:顧客(個人)から証券会社への手続きにおいて書面等手続きが必要なもの(P9再掲)

	①口座開設時	②顧客情報変更時	③取引時	④口座閉鎖時	⑤その他
書面あり/ 未電子化	98社	100社	72社	85社	58社
書面なし/ 電子化済	63社	59社	85社	73社	90社

5. 公的個人認証サービスの活用について

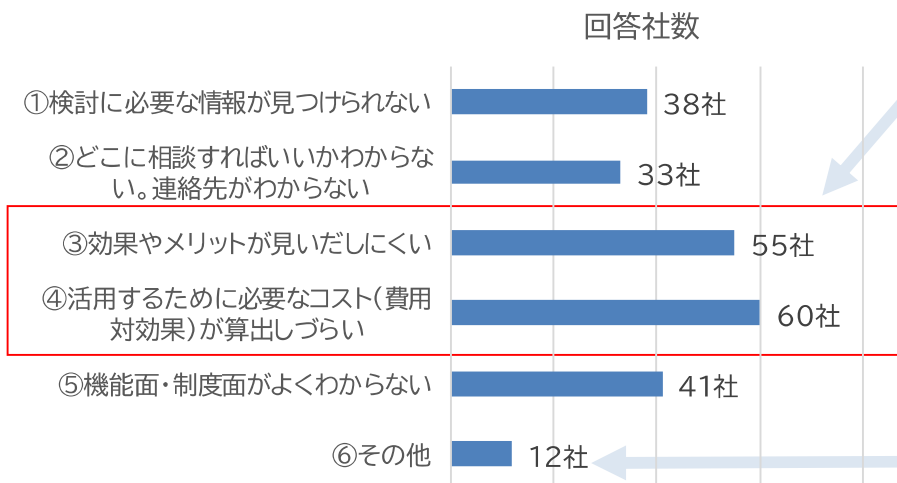


(1) 公的個人認証を活用したサービスの提供・検討の状況

回答	回答会社数
①現在、提供している	11社
②過去、提供したことがある	1社
③現在、検討している	13社
④過去、検討していたことがある	6社
⑤これまで検討したことはない	134社

- 本サービスの提供会社数は極めて限定的
- 多くの会員ではこれまで検討したことはないという状況
- 一方、複数の会社において検討中という状況も伺える

(2) 公的個人認証の活用を検討するにあたり、困っていること、または困ったことについて



③効果・メリットが見出しにくい、④活用するために必要なコスト(費用対効果)が算出しづらい、との回答が多い

「⑥その他」の意見(主なもの)

- ✓ マイナンバーカードと読取対応スマートフォンが必要という条件が食わず嫌いを生んでおり、ハードルが高いと構えられていると思料。eKYC口座開設の方が知名度があり主流になっている
- ✓ SDK(ソフトウェア開発キット)導入などアプリの準備や普及に検討に時間がかかる。WEBで実現できない。
- ✓ ベンダーでシステム対応できない限り活用できない
- ✓ コストをかけて対応するに値するか、他の部分を合理化したほうが良いのではないかと考える。
- ✓ マイナンバーカード取得率が30%強しかなく、早急に導入しても現行フローとの二重運用となりコスト増となる。
- ✓ マイナンバーカード普及率の向上。公的個人認証サービスの利用料の低減。

【参考】見直しを要望し、電子化等が措置された事項



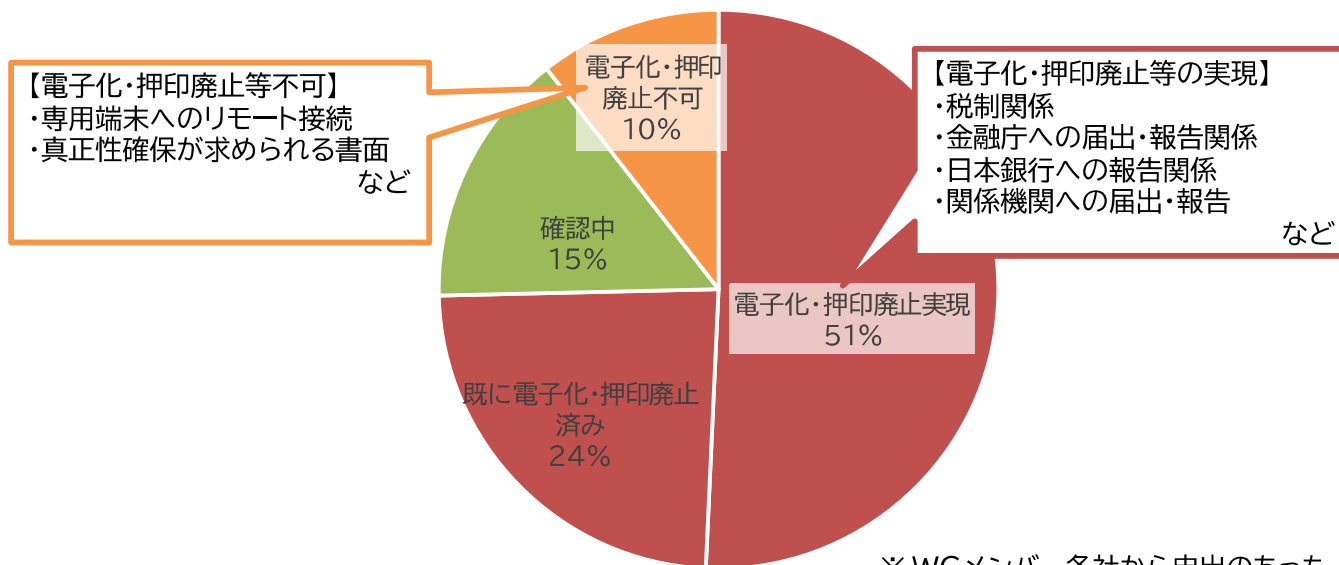
- 日本証券業協会 書面等WGにおける見直し要望の実施

書面等WGにおいて、書面・押印・対面を要する手続き(見直し対象)の洗い出し

洗い出された各手続きを所管する当局・団体等へ見直し要望を実施

各当局・団体等において電子化等の検討、本協会へのフィードバック

【参考】各当局・団体等からのフィードバックの進捗状況



※ WGメンバー各社から申出のあった見直し対象手続きの数:延べ209項目

- 規制改革推進会議が取りまとめた「当面の規制改革の実施事項」(2021年12月22日公表)において、金融商品取引における書面交付原則のデジタル原則化についての検討を開始する旨が明記された。

ト 金融商品取引における書面交付原則のデジタル原則化

【令和3年検討開始、令和4年内を目途に結論、結論を得た後可能なものから措置】

金融庁は、書面交付を原則とする金融商品取引における顧客への情報提供について、顧客の投資判断等に資する適宜・適切な伝達・受領確認・アクセス確保など「デジタル完結」の意義・効果のみならず、金融事業者の環境配慮やコスト削減も踏まえ、顧客の求めがない場合にはデジタルでの情報提供のみを行う、原則デジタル化について金融審議会での検討を開始する。同審議会においては国内外の原則デジタル化に向けた改革の進展を踏まえ、従来からの顧客への情報提供のデジタル化や、顧客に対するより分かりやすい情報提供のあり方、対象とする顧客の範囲、書面交付を求める顧客の意思確認手法、必要な顧客保護のための措置など実務的対応も含めて結論を得、その結果に基づき、法案提出等必要な措置を行う。

- 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」(第13回、2021年12月6日開催)で、規制改革推進会議において指摘された顧客交付書面のデジタル原則化に関する論点について触れられた。

顧客に対する交付書面のデジタル化と顧客本位の業務運営の観点からの情報提供の推進

- 現状、顧客に対する交付書面については、顧客の意思表示があれば、電磁的方法による情報提供が可能とされている。
- 加えて、顧客に対して重要情報シートを使用して所定の事項を適切に説明した場合には、目論見書等の電子提供が可能である。
- これらの措置に加えて、目論見書、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面及び投資信託の運用報告書を含む顧客交付書面の原則デジタル化についての要望が、日本証券業協会から規制改革推進会議に寄せられたところ。先般(12月2日)、日本証券業協会及び金融庁に対するヒアリングが行われ、対応が求められている。
- ヒアリングにおいては、スケジュール感を持って原則デジタル化についての検討を進めるべき、顧客の理解向上の観点から情報提供方法を検討して顧客に最適な形で進めるべき、原則デジタル化の対象とする顧客の範囲を類型化することも検討すべき(販売会社への電子メールアドレス登録者、一定年齢以下の者等)、販売会社の業務効率化に配慮すべき、といった論点が指摘されたところ。

現行制度の概要

目論見書

- 顧客の意思表示があれば電磁的方法による記載事項の提供が可能。
- また、令和3年2月の府令改正において、商品比較の容易性向上の観点から、目論見書をWEB等で確認するために必要な情報を含む「重要情報シート」を提供し、かつ、契約締結前交付書面の主な内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び目的に照らして当該顧客に理解するために必要な方法及び程度による説明をしている場合は、目論見書の記載事項をWEB等に掲載することで可とした。

契約締結前交付書面

- 顧客の意思表示があれば電磁的方法による記載事項の提供が可能。
- また、令和2年4月及び令和3年2月の府令改正において以下の措置を実施。
 - (令和2年4月) デジタル化による顧客の利便性向上の観点から、上場有価証券等のプレーンな商品に係る契約締結前交付書面については、一度当該書面を交付すれば、その後は当該書面の記載事項をWEB等に掲載することで可とした。
 - (令和3年2月) 商品比較の容易性向上の観点から、契約締結前交付書面をWEB等で確認するために必要な情報を含む「重要情報シート」を提供し、かつ、契約締結前交付書面の主な内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び目的に照らして当該顧客に理解するために必要な方法及び程度による説明をしている場合は、契約締結前交付書面の記載事項をWEB等に掲載することで可とした。

契約締結時交付書面

- 顧客の意思表示があれば電磁的方法による記載事項の提供が可能。

投資信託の運用報告書

- 交付運用報告書…顧客の意思表示があれば電磁的方法による記載事項の提供が可能。
- 運用報告書(全体版)…投資信託約款で電磁的方法による提供を行う旨規定している場合、(顧客の意思表示がなくても)電磁的方法による記載事項の提供が可能。

18